

平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表します。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化、財政の再生及び公営企業の経営の健全化に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、健全化判断比率及び資金不足比率です。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合または、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し計画的に健全化に取り組まなければなりません。

富士河口湖町の平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率				(単位：%)
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		16.5	123.2	
参考 早期健全化基準				
(14.05)	(19.05)	(25.0)	(350.0)	

#### 実質赤字比率

一般会計等（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計、本栖下水道事業特別会計、温泉事業特別会計、船津公園墓地事業特別会計、小立公園墓地事業特別会計、勝山墓地事業特別会計、治水事業特別会計、小立簡易郵便局事業特別会計。平成20年度決算における実質収支は342,402千円の黒字となっているため実質赤字比率はありません。

### 連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計：一般会計等の他、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護予防支援事業特別会計、水道事業会計、大石・河口・足和田・上九一色各簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、精進特定環境保全公共下水道事業特別会計の赤字額の標準財政規模に対する割合です。平成20年度決算における実質収支及び資金剰余額は967,222千円の黒字となっているため連結実質赤字比率はありません。

### 実質公債費比率

一般会計等の実質的な借入金の返済額の標準的な収入（元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率（3カ年平均）を示します。

（地方債の元利償還金等） -

（特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）

標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金等：一般会計の地方債償還だけでなく、一般会計の繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの及び加入する一部事務組合への負担金のうち地方債の償還に充てたものを含みます。

特定財源：地方債の償還に充当される国庫支出金など

### 将来負担比率

一般会計等が負担する実質的な負債の残高の標準的な収入（元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率を示します。

将来負担額 - （充当可能基金額 + 特定財源見込額

+ 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）

標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業会計及び加入する一部事務組合の地方債の現在高のうち一般会計からの負担見込み額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当負担予定額等

資金不足比率

(単位：％・千円)

特別会計の名称	資金不足 比 率	経営健全 化基準	資 金 剰余額
水道事業会計		20.0	317,976
大石簡易水道事業特別会計		20.0	35,958
河口簡易水道事業特別会計		20.0	34,970
足和田簡易水道事業特別会計		20.0	9,210
上九一色簡易水道事業特別会計		20.0	29,427
下水道事業特別会計		20.0	118,297
精進特定環境保全公共下水道事業特別会計		20.0	3,379

資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

平成20年度の各公営企業会計は資金剰余となっていますので資金不足比率はありません。